

# 公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年8月20日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公告件名：ウガンダ国トロロ県上水道改善計画にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：  
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：  
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

## 入札説明書

### 【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：ウガンダ国トロロ県上水道改善計画にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：25a00331

#### 【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年8月20日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 入札の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ウガンダ国トロロ県上水道改善計画にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）<sup>1</sup>

(4) 契約履行期間（予定）：2025年10月～2026年1月

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

地球環境部 水資源グループ

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年8月26日まで
2	入札説明書に対する質問	2025年8月27日 12時まで
3	質問への回答	2025年9月1日まで

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出	2025年9月5日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025年9月22日 11時30分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日まで （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

#### （1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### （2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

#### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント

等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・「第3章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料

## 5. 入札説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/dbwNMhJUjq>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

### (3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

## 6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください  
([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用していきます。

#### 1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

#### 2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

#### 3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

#### (3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)  
(ただし、パスワードを除く)

#### (4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書

#### (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

## 8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

## 9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）

には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。<sup>2</sup>

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

## 10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

---

<sup>2</sup> この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

## ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

### (3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

\*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

### (4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

### (5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

## 1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

## 12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

ウガンダ共和国（以下、「当国」という）政府は、30年間の長期開発戦略を示す「Vision2040」において、2040年までに管路給水施設による安全な水及び衛生的なトイレへのアクセスを100%とする目標を掲げている。この目標の達成に向けて「第四次国家開発計画（NDPⅣ）」では、2030年までに都市部における安全に管理された水へのアクセス率を80.4%とすることを目標にしている。しかし、浄水場等の生産施設や配水網の整備が不十分な地域もあり、都市部において、安全に管理された水にアクセスできる割合は67%に留まっている（2023年時点）。

ウガンダ東端部に位置するトロロ県は、人口増加率が高く、北部回廊上に位置する交通の要衝であり、またセメント製造工場も有する東部の主要地域である。ケニアと接する国境に位置するマラバ町では、一日1,000台以上のトラックが行き来し、ケニア・モンバサ港からウガンダを含む周辺アフリカ諸国へ運搬される輸送貨物の約40%を扱うなど、東部アフリカでも屈指の物流拠点となっている。ウガンダ独立前から狭軌鉄道及び鉄道駅が設置されているが、狭軌鉄道に加えて、将来的には、モンバサを起点にウガンダ・ルワンダ・コンゴ民主共和国をつなぐ標準軌鉄道網（SGR：Standard Gauge Railway）での接続も計画されるなど、人口増及び地理的重要性の観点から高い開発ポテンシャルが見込まれる。他方で、トロロ県は上水道普及率が低く、加えて県内に上水を供給するトロロ浄水場は、1956年の建設以降1986年の拡張工事を除いて一度も修繕工事が行われておらず、一部施設は耐用年数を過ぎているなど老朽化が深刻である。夜間には給水が全域で停止される他、公共水栓の非稼働率が33%（全国平均は18%）とウガンダ国内で最も高い状況にあるなど、衛生環境を確保するための水供給が行なわれていない状況にある。また、トロロ県を含むビクトリア湖周辺のウガンダ・ケニア国境地域は、国境を越える人々の往来によるコレラ等の感染症の流行が頻発する地域でもある。交通の要衝かつ当国側の東部のゲートウェイであるトロロの衛生環境の改善は、両国をまたぐ同地域の感染症対策や、物流機能の維持においても重要である。

当国の水道事業は、1972年に設立された国家上下水道公社（NWSC：National Water and Sewerage Corporation）が担っており、トロロ県の給水事業も1980年にNWSCに移管された。トロロ水道は、トロロ市とマラバ町を中心にその周辺地域を給水対象

としている。2021年時点の各戸接続数は12,000、利用人口が約72,000人（一戸当たり6人で計算）、公共水栓は1,290栓で利用人口が約260,000人、合計約330,000人へ給水している。トロロ水道は、トロロ浄水場（7,100m<sup>3</sup>/日）からトロロ市内の配水池（4,800m<sup>3</sup>）に送水された後、トロロ市内とその周辺地域に自然流下で配水するシステムとなっているが、設備類の老朽化や故障でトロロ浄水場の浄水能力は落ち、現在は5,500m<sup>3</sup>/日程度である。また、2024年のNWSCからの聞き取りによると、2021年時点で約33万人であった給水人口は、約38万人まで増加していることに加え、無収水率は21%であり、給水対象人口一人当たり一日給水量は、約16ℓ/人日ほどと推測される。一方で、NWSCによると、計画一人当たり水使用量は、都市部では80～100ℓ/人日、周辺地域では50～60ℓ/人日を標準としており、水需要に対して、供給量が大きく不足していると考えられる。なお、トロロ県外に位置するエルゴン山を水源とした3つの浄水施設からも一部トロロ市へ給水されているが、送水距離が長く（約40km）、NWSCはそれらの浄水場を拡張して送水するのは現実的ではないと考えている。以上の背景より、NWSCは、既存浄水能力7,100m<sup>3</sup>/日を含め15,000m<sup>3</sup>/日までのトロロ浄水場の拡張及び改修と送配水管の拡張が必要としている。

これらを踏まえ、トロロ市及びマラバ町周辺地域において、上水道施設（トロロ浄水場）の拡張・更新を通じて、安全かつ安定的な給水サービスの拡充を図り、もって給水区域ひいてはアフリカ北部回廊上の生活・衛生環境の向上に寄与する無償資金協力事業の計画が検討されており、当該地域におけるNWSCの上水道施設整備に係る最新のニーズ及びその技術的妥当性、必要な金額規模や無償資金協力事業の実現可能性の確認が必要となっている。

## 第2条 調査の目的と範囲

本調査は、NWSCによるトロロ水道の施設整備計画を確認したうえで、給水施設の基礎データや対象地域の水需要の情報を収集し、トロロ水道のシステム最適化に必要なおおよその事業費とその中で無償資金協力事業の実施可能性、無償資金協力事業対象外となったスコープの事業費規模と実施方法を検討するための情報収集・確認を行うことを目的とする。受注者は、この目的を達成するために、「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第4条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「第5条 報告書等」に示す報告書等をJICA本部（以下、「発注者」という）に提出するものである。

## 第3条 調査実施の留意事項

### (1) 調査に関する発注者側の体制について

本調査全体の取りまとめ及び調査の調整は地球環境部水資源グループが行う。具体的な現地調査に関する調整についてはJICAウガンダ事務所とも必要に応じて情報共有、協議等を行う。

## (2) 業務履行の確認プロセス

業務履行に当たっては、発注者と十分に協議することを基本とし、調査報告書提出段階においては、必ず発注者と打合せを行った上で、完了した業務内容とその後の業務方針について確認を得る。

## (3) NWSCが必要とする水供給量及び計画給水対象地域の確認と、それを踏まえた無償資金協力の実施対象複数案の提案

トロロ県は、トロロ市、マラバ町、ナゴンジェラ町およびその他18のサブ・カウンティからなる。トロロ市、マラバ町の人口は、それぞれ48,500人、20,800人、合計69,300人であり、トロロ浄水場を発端とした給水システムは、トロロ市、マラバ町以外にも管を延伸して、周辺サブ・カウンティの約30万人へ給水しており、サブ・カウンティの住民のほとんどは、各戸接続ではなく約1,200か所ある公共水栓を利用していると推定される。NWSCによると、トロロ市周辺の地下水ポテンシャルは低く、他の代替水源がないため、トロロ市から配水管を長く延伸して給水する必要があるとの見解である。一方で、周辺地域に設置された公共水栓まで配水が十分に行きわたっておらず、既存公共水栓の33%が使われていない。これは、浄水場での生産水量が少ないうえに、管網の口径不足等がボトルネックとなっている可能性がある。さらに、各戸接続についても、約12,000の各戸接続数のうち、利用中止・休止している割合が35%と全国で一番高い。その主な原因については本調査で明らかにする必要があるが、給水不良による料金不払いやNWSC給水の信頼低下などが考えられる。

この現況を踏まえ、NWSCにトロロ水道の施設整備計画やニーズを確認する際は、想定する計画給水量及び給水区域対象、また給水対象区域に入らなかったエリアにおける住民の水の確保方法に留意する。その結果を踏まえ、トロロ水道における最適な給水システム概要の検討、その中で事業効果を確保できる無償資金協力事業の複数案の提案（おおよその事業費含む）、および無償資金協力事業の対象外で必要となる事業についてもおおよその事業費と実施方法の提案を行う。なお、実施方法は、アフリカ開発銀行（以下、「AfDB」という）を中心とした他開発パートナーとの協業や、NWSC自身による実施が想定されるが、その調整や協議は本調査中に発注者が行う。

## (4) トロロ水道の給水状況

NWSCから示された給水対象人口380,000人、浄水場供給能力7,100m<sup>3</sup>/日、無収水率21%（漏水を15%と仮定）を基にすると、漏水を除く給水量は6,035m<sup>3</sup>/日と推定され、給水対象人口一人当たりの一日給水量は、16ℓ/人日ほどになる。一方で、NWSCによると、水道計画上、計画一人当たり水使用量原単位を都市部では

80～100 ℓ/人日、周辺地域では 50～60 ℓ/人日を標準としており、水需要に対して、給水量が不足しているため、給水時間は平均 14 時間で、夜間は給水されていない。また、無収水率が 20%程度と他の地域に比較して低い値であるが、夜間の給水をしておらず、住民の多くの苦情が水圧不足であることから、断水と低水圧により無収水率が低い傾向にあると考えられる。なお、漏水探知作業などは行っていない。

#### (5) 取水施設の洪水対策

既存取水施設は、近年、雨期の洪水でポンプ設備が浸水被害を受け、たびたび給水停止の事態が発生している。事業案や事業費を検討する際には、取水施設における洪水対策を含めて検討する。

#### (6) 既存浄水施設の老朽化

既存の浄水処理工程は 2 系統あり、いずれも凝集・沈殿・急速濾過法である。第 1 系統は 1956 年建設、第 2 系統は 1986 年建設であり、概ね良好に運転されているが、公称施設能力 7,100m<sup>3</sup>/日に対して、5,500m<sup>3</sup>/日程度の浄水能力に落ちている。また、機電設備類は、非常に古く、取水・送水ポンプとも故障が多い。既にスペアパーツが製造されていないため、十分な修理ができず、処理能力や効率が低下している。施設の矩体の状況は詳しい調査が必要だが、少なくとも機電設備の更新は必要と考えられるため、浄水場の拡張にあたっては、施設の矩体状況の確認に加えて、既存の機電設備の更新容量分も見込んで計画する必要がある。

### 第 4 条 調査の内容

#### 【準備業務】

#### (1) 既存資料の分析及び質問票の作成

既存資料等に係る検討・分析を行い、現地業務での作業内容、重点項目を把握する。また、調査実施において必要となるデータ類を整理し、現地で追加収集する必要がある資料をリストアップする。さらに、業務にあたって関係機関に確認・質問する必要がある事項を質問票にまとめる。

#### (2) インセプション・レポートの作成・協議

上記の検討を踏まえて、調査の基本方針、実施体制、作業計画（方法、工程、精度、調査の進め方および手法を含む）を検討し、それらをインセプション・レポート案として取りまとめ、発注者と協議する。

## 【現地調査】

### (3) 本調査で対象とする給水対象地域、給水対象地域拡大計画の確認

NWSC のトロロ水道における給水施設整備の方針・計画を確認したうえで、NWSC から期待されているトロロ浄水場及び送・配水施設の更新・拡張、配水池の新設などの計画やニーズについて確認する。確認の際は、「第3条 調査実施の留意事項(3)」で記載した事項に留意する。そのうえで、今後の無償資金協力を想定した本調査における給水系統、給水対象地域について NWSC と基本合意する。

### (4) 給水施設に関する基礎データの収集・整理・分析

上記(3)の結果を踏まえ、文献調査、現地での関係者へのヒアリング等を通じ、給水対象地域(トロロ市およびマラバ町周辺地域と想定)の以下の項目について最新の情報収集・整理・分析を行う。

- 給水サービス状況(給水人口(各戸給水と公共水栓)、一人当たり水使用量、顧客内訳、水道普及率、給水時間、料金回収率、無収水率、低所得者への給水政策等)
- 水源(水量・水質)、水利権、地下水水源の利用可能性
- 水道施設概要
- 水道料金水準
- トロロ市及びマラバ町周辺地域の人口予測及び水需要予測

### (5) 取水施設及び水源の確認

現在のトロロ水道の水源は、ケニアとの国境を流れるマラバ川の河川水であり、施設拡張及び改修においても同河川水が水源として想定される。NWSC は、浄水場拡張に十分な河川流量があるとの見解だが、近年、乾期の水量が減少傾向との情報も出ている。河川流量については、NWSC が観測データを保持しているとのことである。水源水質は、通常期で濁度が数百度あり、雨期には濁度が上昇し 1,000NTU を超えることもある。河川から直接取水して急速ろ過システムで対応可能と考えられるが、取水点で堆砂・堆泥対策を考慮する必要がある。また、近年、取水点の上流約 2 km に下水処理場が建設された。放流先は取水点下流となっている模様だが、上流マラバ町からの排水流入も含めて水質への影響が出ている可能性がある。追加取水に関する水利権については、環境社会配慮調査結果を基に、National Environment Management Authority により承認された後、取水許可が Ministry of Water and Environment の Directorate of Water Resources より与えられるとの見解を NWSC が持っているが、本調査で再度手続きについて確認する必要がある。

以上より、取水施設について、既存データやヒアリングなどにより、河川の流量や水質の確認、水利権の扱いの確認、下流側の利水への配慮の要否、通年での取水の可能性や洪水リスクの検討を行う。

(6) 既存給水施設の現況の調査、施設整備計画の確認及び実現可能性・課題の検討

既存給水施設（取水施設、浄水場、送配水管など）の概要、稼働状況、老朽化状況、トロロ市及びマラバ町周辺地域への給水現況について調査し、NWSCが挙げたニーズの実現可能性、妥当性などについて検討する。

(7) NWSC 及び関連機関の体制、維持管理能力の確認

最新のNWSCの体制（関連する省庁の組織図、責任機関、人員体制、各部署の協力体制等）はあらかじめ既存資料で準備業務中に整理し、現地調査では更新点の有無のみ確認する。このうち、トロロ水道の維持管理体制および実際の施設維持管理の状況については最新の情報を確認する。また、無償資金協力を実施する場合を想定して、維持管理の技術レベル、人員配置の見込などについて確認を行う。加えて、NWSCの収支を含む財務状況、水道料金設定の状況及び課題、収支改善の見込や赤字となった場合の補填状況を確認し、無償資金協力を実施した場合の維持管理費の負担可能性を検討する。検討の際は、公開資料「全世界（広域）クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に基づく経営改善指導を通じた情報収集・確認調査最終報告書」を参照する。

【整理業務】

(8) 無償資金協力の実施対象案の検討と事業費の概算、事業効果案の検討

現地調査で確認した情報を踏まえて、トロロ水道における最適な給水システム概要と、そのための新規施設整備の必要性、既存施設の利用可能性と段階的な更新の必要性を踏まえた事業費概算の検討を行う。また、その中で無償資金協力事業による効果を確保できるコンポーネント及び事業費の規模、事業効果を複数案で検討する<sup>1</sup>。検討の際は、当該地域や周辺国を含めた広域での裨益効果の大きさ、予算、AfDBなどと協業する場合のコンポーネントの分け易さ、本邦技術の活用可能性<sup>2</sup>などの観点から検討を行い、発注者との協議により、ファイナルレポートに記載する事業案を決定する。

<sup>1</sup>現時点の情報から想定される、無償資金協力を想定した複数の事業内容案を検討するに重要な方針、またその手法について、プロポーザルにて提案すること。

<sup>2</sup>無償資金協力事業内容を検討する際は、本邦技術の活用可能性についても検討を求めるが、現時点での想定について、プロポーザルにて提案すること

(9) 無償資金協力事業対象外のコンポーネントにおける事業費の概算と実施方法

トコロ水道における最適な給水システムに対して、(8)で検討した無償資金協力事業の対象外となるコンポーネントについて、およその事業費の算出を行う。実施方法については、AfDBなどの他開発パートナーやNWSC自身による実施を想定するが、その調整は本調査中に発注者が行う。

(10) NWSC への調査結果報告とオンライン協議の調整及び実施

現地調査終了後2週間以内に、(1)～(9)を踏まえて、NWSCに対し、調査結果と無償資金協力を想定した複数の事業案を説明するためのオンライン協議を調整、実施する。オンライン協議では、発注者も同席し、NWSCのコメントや意向について確認する。

(11) ファイナルレポートの作成・提出

NWSCとのオンライン協議結果を踏まえ、調査結果をファイナルレポートとして取りまとめ、発注者に提出する。ファイナルレポートには、無償資金協力を行う場合の協力準備調査における留意事項も含める。

## 第5条 報告書等

(1) 報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。成果品はファイナルレポートとし、その提出期限は契約履行期間の末日とする。

	レポート名	提出時期	言語	部数など
1)	業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ
2)	インセプション・レポート	2025年10月下旬頃	英語	電子データ
3)	ファイナルレポート	2026年1月下旬頃	日本語・英語	電子データ CD-R 3枚 (和英同梱)

(2) 報告書作成要領

ファイナルレポートを作成する際は、別紙1の報告書目次案を参考にして作成する。

(3) その他提出物

1) 議事録等

先方政府との間で、調査の進捗や計画の変更等にかかる重要な議題に関する協議を実施した際は議事録を作成し、発注者に速やかに提出する。

2) 先方政府への提出物

ウガンダ政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに発注者に提出する。

第6条 再委託

本調査では、再委託を想定していない。

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1：報告書目次案

## 報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は現地調査の結果、及び JICA との協議に基づき最終確定するものとする。

表紙、地図、写真、目次

第 1 章 調査概要

第 2 章 トロロ市及びマラバ町周辺地域の給水現況、給水施設概要

第 3 章 トロロ市及びマラバ町周辺地域の人口状況、水需要

第 4 章 無償資金協力の事業案と比較・分析

第 5 章 協力準備調査での留意事項

添付資料

1. 業務フローチャート
2. 調査団派遣実績（要員計画）（氏名、担当分野、派遣期間、業務概要等）
3. 議事録等
4. その他活動実績

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項**  
**(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書での該当条項
1	無償資金協力を想定した複数の事業内容案を検討する方針や手法	第4条 調査の内容 (8) 無償資金協力の実施対象案の検討と事業費の概算、事業効果案の検討
2	本邦技術の活用可能性の検討	第4条 調査の内容 (8) 無償資金協力の実施対象案の検討と事業費の概算、事業効果案の検討

## 第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

### 1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

#### (1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

#### (2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 5.75 人月

(現地渡航回数) 延べ4回

業務従事者構成の検討に当たっては、上水道計画、導送配水施設計画、浄水施設計画、水道水源計画の専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

1) 対象国及び類似地域：ウガンダ及びアフリカ地域

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の

分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）現地再委託

現地再委託の想定はありません。

（５）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- Concept for the Improvement of Water Supply and Sanitation Services in Tororo Area, Submitted to JICA by NWSC, Feb, 2024

２）公開資料

- ウガンダ国 都市環境分野（都市給水・大気汚染）に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000051362.html>
- 全世界（広域）クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に基づく経営改善指導を通じた情報収集・確認調査 最終報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12389094.pdf>

（６）便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（７）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務

の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.htm>

↓

## 2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

\* 評価対象とする類似業務：上水道施設整備に係る調査及び無償資金協力

### (2) 業務の実施方針等

#### 1) 業務実施の基本方針

#### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

#### 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

#### 4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

#### (3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照して下さい。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して下さい。

#### (4) 技術提案書の形式等

技術提案書の体裁等は A 4 判 (縦)、原則として 1 行の文字数を 4 5 字及び 1 ページの行数については 3 5 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

### 3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

#### (2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

#### (3) 定額計上について

本案件は定額計上はありません。

#### (4) 旅費 (航空賃) について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上して下さい。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更

手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（5）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第 2 章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

## 技術提案書評価配点表

評価項目	配点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2